

熊鑑第314号
平成29年12月25日

熊本県警察指掌紋取扱要綱の制定について（通達）

【概要】

本通達は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に基づき、熊本県警察における指掌紋の取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 指掌紋記録等の作成等
- 現場指掌紋の採取等
- 現場指掌紋等の対照等

等である。